

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 支給申請書 記入の手引き

加入者が出産し、医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用していない場合の出産費用の補助を受ける場合にご使用ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、家族(被扶養者)の出産育児一時金支給申請であっても、被保険者ご自身でご記入ください。

被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類(※1)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

日本国内で出産した場合

必ず添付いただくもの

医療機関等から交付される直接支払制度を利用していないことを証明する書類のコピー
(領収・明細書に「直接支払制度を利用していない旨」が記載されている場合は、そのコピーを添付いただければ結構です)

以下に当てはまる場合に、上記に加えて添付いただくもの

【産科医療補償制度の対象分娩である場合】
「産科医療補償制度の対象分娩であること」が明記された領収・明細書のコピー

【申請書に医師・助産師の証明または市区町村長の証明を受けられない場合】
次のうち、いずれか1点を添付してください。

出産を担当した医療機関等の医師・助産師の証明書

出産したことを確認できる書類

(戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書 等)
(死産の場合は、死産証書(死胎検案書)のコピー等)

海外で出産した場合

必ず添付いただくもの

次の3点を添付してください。

(1) 出産を担当した海外の医療機関等の医師・助産師の証明書
(2) 出産した日(期間)において、実際に海外に渡航していた事実が確認できる書類

(パスポートのコピー、査証(ビザ)のコピー、航空チケット等のコピー)

(3) 海外出産の事実、内容について、健保組合が当該海外出産を担当した海外の医療機関等に照会することに関する当該海外出産をした者の同意書

以下に当てはまる場合に、上記に代えて添付いただくもの

【出産を担当した海外の医療機関等の医師・助産師の証明書が添付できない場合】

次の①②のいずれかを(2)(3)に加えて添付してください。

① 出産したことを確認できる書類

(戸籍謄(抄)本、戸籍記載事項証明書、出生届受理証明書 等)

(死産の場合は、死産証書(死胎検案書)のコピー等)

② i 海外の公的機関が発行する戸籍や住民登録に関する書類、および、
ii 「医師・助産師の証明の添付が困難である理由」と「出産した医療機関名・担当医等」を記載した書面

以下に当てはまる場合に、上記に加えて添付いただくもの

【本申請にかかる振込先指定口座が受取代理人の口座である場合】

受取代理の理由書

受取代理人の本人確認書類

(在留資格認定証明書のコピー、パスポートのコピー、運転免許証等のコピー)

※証明書等が外国語で記載されている場合は、翻訳文を添付してください。

(翻訳文には、翻訳者が署名し住所および電話番号を明記してください。)

※被保険者が亡くなれば、相続人の方が請求する場合は、被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等の原本を添付してください。

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

次ページに記入例があります。 ➡

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。 記入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ア イ ウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスで0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

1

記号・番号は、

- ① マイナポータル
- ② 資格情報のお知らせ
- ③ 資格確認書

のいずれかでご確認ください。

2

被保険者の生年月日をご記入ください。

3

家族(被扶養者)が出産した場合でも、被保険者の氏名をご記入ください。

被保険者の氏名(カタカナ)もご記入ください。なお、被保険者の氏名(カタカナ)は、振込手続き時に使用します。

被保険者が亡くなられて、相続人の方が申請される場合は、申請される方の氏名と氏名(カタカナ)をご記入ください。(住所も同様です。)

健康保険 被保険者 家族 出産育児一時金 支給申請書

1 2 ページ 被保険者記入用

加入者が出産し、医療機関等で出産育児一時金の直接支払制度を利用していない場合の出産費用の補助を受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

1 2

被保険者等 記号(左づめ) 番号(左づめ) 生年月日

2 1 7 2 1 1 6 1 0 1 2 2

3 氏名(カタカナ) ケンコウ タロウ

氏名 健康 太郎

郵便番号(ハイフン除く) 1 0 5 0 0 0 0 電話番号(左づめハイフン除く) 0 9 0 X X X X X X X X

住所 東京 道 港区 1-1 府 県 △△マンション101

4 振込先指定口座は、上記申請書氏名と同じ名義の口座をご指定ください。

金融機関名称 〇〇〇〇 銀行(金融) 信託(農協) 漁協(その他)

支店名 〇〇〇〇 本店 支店 代理店 出張所 本功習部 本所 支所

預金種別 1 普通預金 口座番号(左づめ) 1 2 3 4 5 6 7

5 被保険者・医師・市区町村長記入用は2ページ目に続きます。

社会保険労務士の提出代行者名記入欄

4

被保険者(申請者)名義の口座情報をご記入ください。

ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数字3文字)・口座番号をご記入ください。

振込先指定口座は、上記申請書氏名と同じ名義の口座をご指定ください。

金融機関名称 ゆうちょ 銀行(金融) 信託(農協) 漁協(その他)

支店名 二三ハ 本店 支店 代理店 出張所 本功習部 本所 支所

預金種別 1 普通預金 口座番号(左づめ) 1 2 3 4 5 6 7

5

被保険者のマイナンバーは、被保険者等 記号・番号が不明の場合のみご記入ください。

なお、被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。本人確認書類貼付台紙に、

⑦ ①の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

⑦ 身元確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

⑧ 番号確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

被保険者氏名 健康 太郎

①-1 出産者	2	1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)
①-2 出産者の氏名(カタカナ)	ケンコウ ハナコ	
①-3 出産者の生年月日	1 昭和 56 年 03 月 09 日	
② 出産年月日	令和 04 年 12 月 21 日	
③ 出産した国	1 日本 2 海外 → 国名 ()	
④-1 出生児数	6 2 人	④-2 死産児数
⑤ 母一人の出産について 健康保険料や国民健康 保険等から出産育児一時 金を受給していますか。	2 1. 受給した 2. 受給していない	

※医師・助産師、市区町村長のいずれかより証明を受けてください。

出産者の氏名(カタカナ)	ケンコウ ハナコ		
出産年月日	令和 04 年 12 月 21 日		
出生児数	2 人	死産児数	人
死産の報告の妊婦日数	日		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
医療機関の所在地	東京都品川区△△1-1		
医療機関の名称	〇〇総合病院		
医師・助産師の氏名	保険 五郎		
電話番号	03-XXXX-XXXX		
本籍	東京都品川区△△1-1		
母の氏名(カタカナ)	母の氏名		
母の氏名	母の氏名		
出生児数	人	出生年月日	令和 年 月 日
出生児氏名	出生児氏名		
上記のとおり相違ないことを証明します。			
市区町村長	市区町村長		

6 「1. 受給した」場合は、出産育児一時金の支給は受けられません。

7 医師・助産師による出産証明、または市区町村長による出生に関して記載した事項等の証明を受けてください。
証明を受けることができない場合は、「出産(死産)を担当した医療機関等の医師・助産師の証明書」または「出産(死産)したことを確認できる書類」を添付してください。

訂正が必要な場合は、訂正箇所を二重線で抹消し、正しい内容を証明者(医師・助産師・市区町村長)に記入いただいでください。
市区町村長による証明の場合は、二重線の近くにフルネームの署名または押印が必要です。

出産育児一時金の支給要件等

支給を受ける条件

被保険者または家族(被扶養者)が、妊娠4か月(85日)以上で出産をしたこと。
早産、死産、流産、人工妊娠中絶(経済的理由によるものも含む)も支給対象として含まれます。

支給額

産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週以降に出産した場合	1児につき 50 万円
産科医療補償制度に未加入の医療機関等で出産した場合	1児につき 48 万8千円(※)
産科医療補償制度に加入の医療機関等で妊娠週数22週未満で出産した場合	

被保険者資格喪失後に出産した場合

被保険者資格を喪失した場合でも、次の①・②ともに該当した場合は支給を受けることができます。

- ① 資格喪失日の前日(退職日)までに被保険者期間(任意継続被保険者期間は除く)が継続して1年以上あること。
- ② 資格喪失後6か月以内に出産したこと。

☞ 同じ出産に対して出産育児一時金の支給は1回のみです。

資格喪失後6か月以内の出産に対しても支給されるため、支給を受けることができる保険者が複数になる場合もありますが、重複して支給を受けることはできません。

ご存知ですか？

出産育児一時金には、医療機関等での窓口負担を軽減するための制度や貸付制度があります。

■ 窓口負担軽減のための制度

制度名	概要	被保険者が行うこと
① 直接支払制度	出産育児一時金を健保組合から医療機関等に直接支払う制度	医療機関等と支給申請および受取に関わる代理契約を締結 (医療機関等が健保組合に請求)
② 受取代理制度	被保険者が受け取るべき出産育児一時金を医療機関等が被保険者に代わって受け取る制度	専用の申請書を健保組合に提出

☞ ①・②ともに医療機関等によって利用できる・できないがございますので、ご利用にあたりましては
出産を予定している医療機関等にご相談ください。

なお、直接支払制度をご利用の方で、出産費用が出産育児一時金支給額(50万円または48万8千円(※))以下の場合は、
健保組合 から被保険者へ差額分をお支払いいたしますが、別途専用の申請書を提出する必要があります。

■ 窓口負担の費用を貸し付ける制度

出産費貸付制度

出産育児一時金が支給されるまでの間、出産に要する費用が必要な場合に、無利子の貸付制度があります。

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。
出産育児一時金の消滅時効の起算日は、出産した日の翌日です。